

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業 Q&A

令和8年7月15日作成

福島県農業振興課

注 令和8年7月15日時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

番号	内容	質問	回答
1	目的	本事業の目的は何か。	スマート農業の導入により、地域の実情に応じた部分作業の受託や共同での活用など、広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受し、地域農業の維持・発展させていくためのモデルとなる取組を支援することを目的としております。
2	事業実施主体	どのような者が事業実施主体となることができるのか。	農業者で組織する任意組織、農業法人、農業協同組合、農業協同組合の関連会社その他、知事が認める組織のうち、原則として県内に拠点を置く組織及び県内に本店を有する農業法人、会社が対象です。
3	事業実施主体	農業者で組織する任意組織とは具体的にどのような組織のことを指すのか。	農業者で組織する任意組織は、次の（１）～（３）のすべてを満たす組織とします。 （１）代表者の定めがある。 （２）組織及び運営について規約の定めがある。 （３）会計処理について規約の定めがある。
4	事業実施主体	事業実施主体となるための要件はあるのか。	本事業で導入するスマート農業機械等を活用して、農業またはサービスの提供を行うことが規程で定められている必要があります。
5	補助対象経費	どのような費用が補助対象経費となるのか。	本事業で補助の対象となる経費は下記の（１）と（２）であり、 （１）と（２）の取組は一体的に取り組む必要があります。 （１）スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費 （２）スマート農業機械等の導入経費
6	補助対象経費	スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に取り組むに当たり留意事項はあるのか。	取組に参加する農業者や農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）、関係機関・団体等を参集し、地域農業を維持・発展させていくための仕組みづくりや取組に関する検討を行うこと、また、農林事務所（農業振興普及部）等の支援を受けて、導入したスマート農業機械等を有効に活用し検討した内容を実践していくことが必要となります。
7	補助対象経費	スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費とは具体的にどのような費用のことを指すのか。	主に以下の（１）～（５）の費用のことを指します。 （１）事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費 （２）取組に必要な技術指導等を受けるための謝礼や旅費として、依頼した専門家に支払う経費 （３）取組に直接必要な事業実施主体等が行う先進地視察等に必要な経費 （４）取組の実施に当たり直接必要な受講料等の経費 （５）事業実施のため導入した農機の登録料に係る経費
8	補助対象経費	スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等とは具体的にどのような取組のことを指すのか。	【例１】 本事業で導入する農薬散布用ドローンのオペレーターを育成するため、技能認定ライセンスを取得するとともにドローン保険に加入する。 【例２】 地域内での取り組みを円滑に進め、よりよい活動につなげるため、取組に参加する地域の農業者等を参集し検討会を行う。

9	補助対象経費	スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費で申請できない経費はあるのか。	以下の（１）～（５）に該当する経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。 （１）福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱第６条の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（同交付要綱第７条により交付決定の前に着手した場合を除く。） （２）交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額） （３）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費 （４）農業以外に使用可能な汎用性の高い機器等（例：パソコン等）の導入に要する経費 （５）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
10	補助対象経費	既に所有しているドローンの機体登録料や技能認定に係る受講料については補助対象になるのか。	補助の対象となるのは、本事業で導入した機械に係る費用に限ります。
11	補助対象経費	スマート農業機械等とは具体的にどのような機械のことを指すのか。	補助対象とするスマート農業機械等は、以下のとおりです。 ・自動操舵システム ・直進アシスト機能付き農機 ・自動運転トラクター ・収量・食味コンバイン ・無人自動走行農機 ・農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機 ・草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む） ・自動水管理システム ・可変施肥機能を有する農機 ・全自動野菜移植機 ・局所施肥機（側条施肥田植機を含む） ・RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る） ・その他、協議により県が認めるスマート農業機械等
12	補助対象経費	導入するスマート農業機械等の付属品は補助対象となるのか。	事業計画で目的としている性能を発揮するために必要な専用の付属品（汎用性が高い付属品は不可）については、スマート農業機械等の導入経費として補助対象となります。
13	補助対象経費	スマート農業機械等を導入するに当たり、留意事項はあるのか。	導入予定のスマート農業機械等の能力・規模が適正であるか確認してください。 また、機械導入の際は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする）に確実に加入してください。
14	補助対象経費	スマート農業機械等の導入のみに取り組むことは可能であるのか。	本事業はスマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等とスマート農業機械等の導入を一体的に取り組む必要があるため、いずれか一方のみの取組は補助対象外となります。

15	補助対象経費	補助率や補助上限額はあるのか。	補助率及び補助上限額については、以下のとおりです。 <table><tr><th>事業の種類</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td rowspan="2">スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業</td><td>1 スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費</td><td>(1) 定額</td><td>事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1,000 千円</td></tr><tr><td>2 スマート農業機械等の導入経費</td><td>(2) 1 / 2 以内 ※ただし、活動地域が中山間地域の場合は 2 / 3 以内</td><td>事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1 と合わせて 10,000 千円</td></tr></table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	補助上限額	スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業	1 スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費	(1) 定額	事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1,000 千円	2 スマート農業機械等の導入経費	(2) 1 / 2 以内 ※ただし、活動地域が中山間地域の場合は 2 / 3 以内	事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1 と合わせて 10,000 千円
事業の種類	補助対象経費	補助率	補助上限額											
スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業	1 スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費	(1) 定額	事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1,000 千円											
	2 スマート農業機械等の導入経費	(2) 1 / 2 以内 ※ただし、活動地域が中山間地域の場合は 2 / 3 以内	事業実施主体当たりの補助金額の上限は 1 と合わせて 10,000 千円											
16	補助対象経費	スマート農業機械等の導入経費に係る補助率における中山間地域はどのような地域のことを指すのか。	本事業における中山間地域とは、次のいずれかに該当する地域としております。 (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41～43条の規定に該当する市町村。 (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域。 (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域。 なお、中山間地域の考え方については、事業実施地区単位で上記（1）から（3）に該当する地域か否かを整理し、中山間地域に該当する事業実施地区の面積（2020年農林業センサスによる旧市町村単位での作付面積）が事業実施地区全体の面積の8割以上の場合とする。											
17	補助対象経費	中古の機械等についても対象となるか。	中古の機械等については補助対象とはなりません。											
18	補助対象経費	リース導入の場合も補助対象となるのか。	購入のみが対象のため、リース導入は補助対象とはなりません。											
19	採択要件	本事業の採択要件はあるのか。	本事業の採択要件は以下のとおりとしております。 (1) 広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受できるよう地域の農業者が10戸以上参加する取組とすること。 (2) 持続的な地域農業を実現するモデルとなる取組となるよう参加する農業者の戸数や面積を維持・拡大する取組であること。 (3) スマート農業の活用や仕組みづくりに当たっては農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）の指導を仰ぐこと。											
20	採択要件	採択要件の「取組に参加する農業者」とはどのような方を指すのか。	採択要件の「取組に参加する農業者」とは、組織の構成員と本事業の取組による受益者のことを指します。											
21	採択要件	地域の農業者が10戸以上参加する取組とあるが、いつの時点で10戸以上参加できていればよいのか。	目標年度の取組に参加する農業者の戸数が10戸以上であれば、採択要件を満たします。											
22	事業実施期間	事業実施期間はいつまでなのか。	実施要領第11のとおり、事業の実施期間は単年度とします。また、交付要綱第14条のとおり、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日までに実績報告を行う必要がありますので、それまでに事業を完了する必要があります。											

23	事業実施期間	着手日はいつになるのか。	（１）仕組みづくりや組織の活動等の取組については、例えば、先進地視察研修に係る旅費であれば、研修先への依頼文書を発出した日、地域で検討会を行う際の会場使用料であれば、会場使用を予約（申し込み）した日、資格取得に係る受講料であれば、資格取得研修の申し込みを行った日などが着手日に該当します。 （２）機械の導入の取組については、機械の発注日・契約日が着手日に該当します。 なお、事業の着手日は、（１）（２）の各取組のうち、一番早い取組の着手日となります。
24	事業実施期間	事業実施期間内に取組をどこまで完了させる必要があるのか。	（１）仕組みづくりや組織の活動等の取組及び（２）機械の導入の取組について、原則、3月10日まで支払いが完了している必要があります。 事業の完了日は、（１）（２）の各取組のうち、一番遅い取組の完了日となります。
25	目標年度及び成果目標	目標年度はいつなのか。	目標の年次は、事業実施年度の5年後です。 例えば、事業実施年度が令和8年度であれば、目標年度は令和13年度となります。
26	目標年度及び成果目標	どのような成果目標を立てる必要があるのか。	「取組に参加する農業者（戸数）」、「事業実施する農地の面積」「事業実施する農地の面積に占めるスマート農業機械等を共同利用する面積の割合」、「関係機関から支援を受けた回数」の項目について目標を定めてください。 なお、目標値に上限はありませんので、達成可能な目標を定めてください。
27	目標年度及び成果目標	成果目標の達成はどのように確認するのか。	実施要領第10のとおり、事業実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度の事業実施状況を様式第11号、様式第11-1号及び様式第12号により確認します。 事業実施主体は該当様式を各市町村へ提出し、各市町村は取りまとめて福島県（各農林事務所等）へ提出してください。
28	一般	市町村ではなく地域農業再生協議会等が間接補助事業者となる場合でも、市町村を介して県と事務手続を進める必要があるのか。	地域農業再生協議会等が間接補助事業者となる場合は、市町村を介する必要はありません。
29	事業実施主体	事業実施主体となる任意組織や農業法人等について、構成員の人数条件はあるのか	組織としての要件を満たす必要がありますが、任意組織や農業法人の構成員の人数条件はありません。 採択要件の「地域の農業者が10戸以上」という条件は、本事業の取組に参加する農業者の人数条件です。
30	採択要件	農業法人等の構成員一人一人を採択要件の「地域の農業者」にカウントしてよいのか。	本事業の目的である「広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受する」ため、原則、1農業法人当たり1カウントとします。 ただし、農業法人の構成員であっても、法人とは別に個人の農業者として取組に参加する方は、「地域の農業者」にカウントできることとします。 なお、農業者で組織する任意組織の場合は、組織の構成員1人当たり1カウントとします。
31	事業実施主体	様式第1-1事業実施計画書の「2事業実施主体の状況」に記載されている「地域計画における地域の担い手に位置づけられている」は、組織として地域計画に位置づけられている必要があるのか。それとも、組織の構成員が地域計画に位置づけられていればよいのか。	組織として地域計画に位置づけられている必要があります。

32	補助対象経費	本事業でスマート農業機械等の導入のみに取り組むことは、仕組みづくりや組織の活動等と一体的に取り組む必要があるため不可とされているが、関係機関を参集し、検討会等を行うものの経費が不要である場合は補助事業の対象となるのか。	スマート農業機械等の導入と一体的に取り組む仕組みづくりや組織の活動等については、経費が掛からない取組であっても問題ありませんが、事業計画に検討会の実施計画及び内容を記載するとともに、実績報告の際に活動等を行った実績を確認できる資料の提出は必要になります。
33	採択要件 審査基準	参加する農業者の戸数・面積を維持・拡大する取組が要件となっていますが、現状と目標年度が戸数・面積ともに同数でも問題ないでしょうか？	参加する農業者の戸数・面積が現状と目標年度で同じ値でも採択要件は満たしておりますが、審査基準別表 1 の 2 ③及び④の項目について 0 ポイントとなります。